

# 令和8年度 新潟県鳥獣被害対策本部会議 次第

日 時 令和8年6月10日（水）

午前10時00分から午前11時00分

会 場 災害対策本部会議室

## 1 開 会

本部長あいさつ

## 2 議 題

(1) 令和7年度の野生鳥獣に係る被害対策と今年度の取組について

(2) 令和7年度特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策の実施状況について

## 3 情報提供

クマ被害対策に係る国の取組について

## 4 閉 会

# 令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部会議 出席者名簿

日時：令和8年6月10日（水）  
午前10時00分から午前11時00分

場所：災害対策本部会議室

## <対策本部構成員>

氏名	職名	備考
鈴木 康之	副知事(本部長)	
茂野 由美子	環境局長	
神部 淳	農林水産部長	
中村 広栄	防災局長	
遠山 春則	県警本部生活安全部生活安全企画課長	代理出席
阿久津 陽	県警本部地域部地域課地域指導官	代理出席

## <有識者>

氏名	職名	備考
箕口 秀夫	新潟大学名誉教授 自然科学系(農学)フェロー	

## <関係機関>

氏名	職名	備考
小林 喬子	環境省関東地方環境事務所野生生物課 クマ対策専門官	

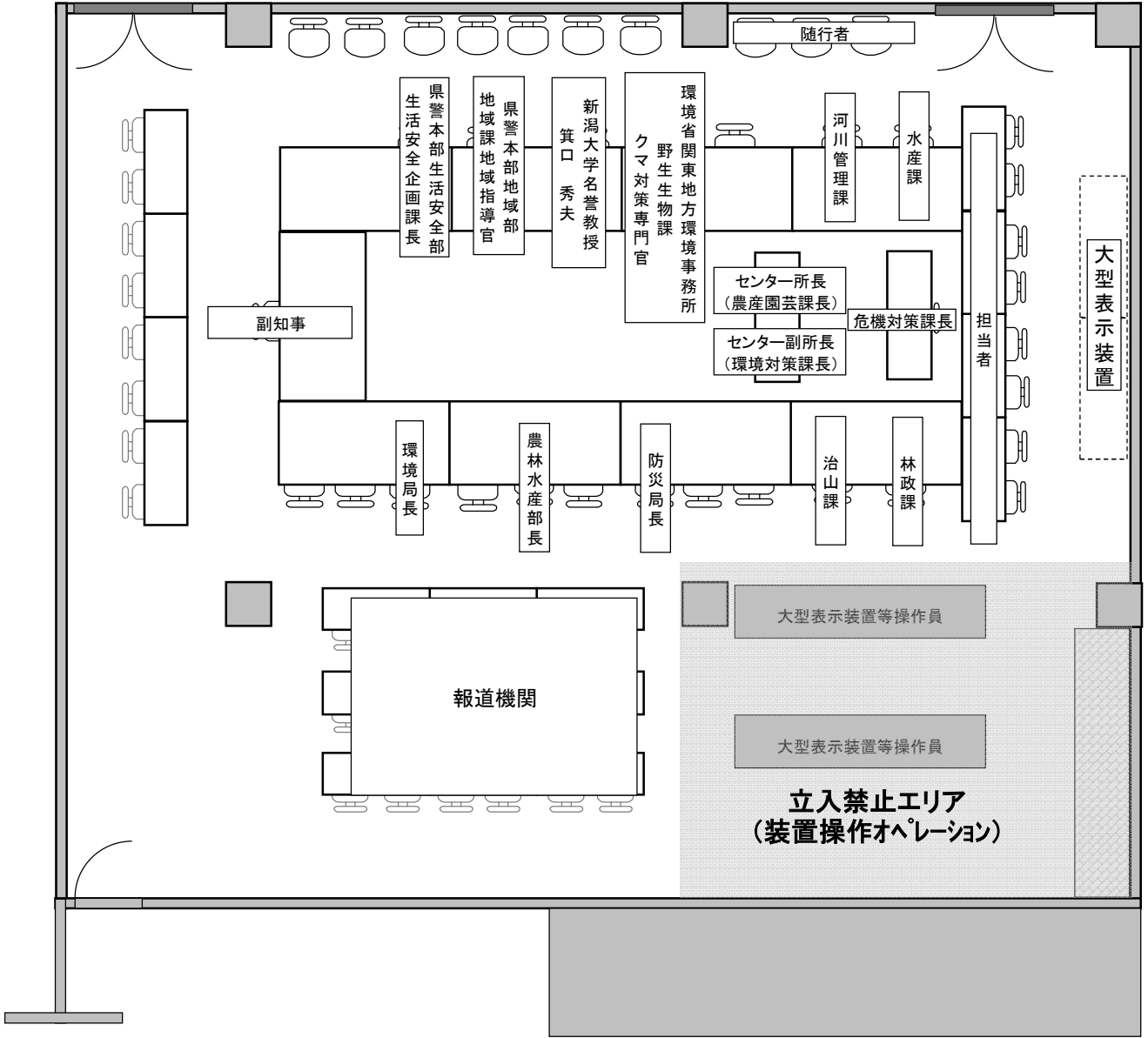
## <関係課>

氏名	職名
本間 智晴	農林水産部水産課長
坂 敏彦	農林水産部林政課課長補佐
高橋 友和	農林水産部治山課緑化係副参事
田澤 雅人	土木部河川管理課河川海岸維持係主査

## <事務局>

氏名	職名
小根沢 元浩	鳥獣被害対策支援センター所長(農産園芸課長)
鈴木 邦英	鳥獣被害対策支援センター副所長(環境対策課長)
川辺 英昭	防災局危機対策課長

**令和8年度 新潟県鳥獣被害対策本部会議 配席図**  
**【令和8年6月10日(水) 10時00分から】 災害対策本部会議室**





令和7年度の野生鳥獣に係る被害対策と  
今年度の取組について

新潟県鳥獣被害対策支援センター

1

## 目 次

---

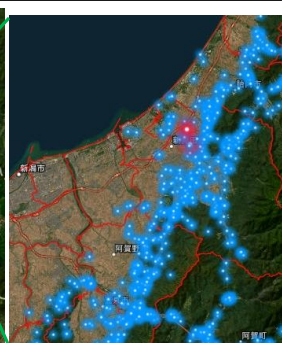
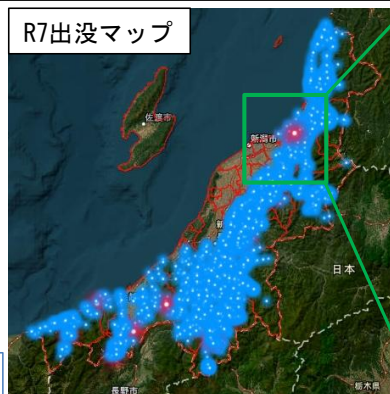
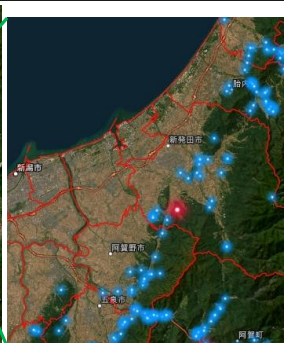
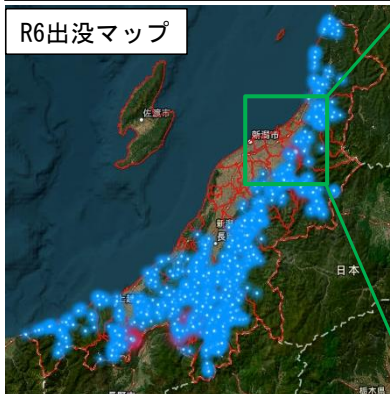
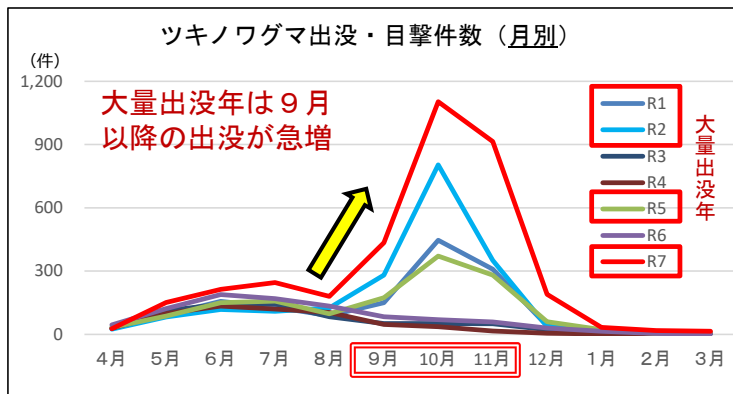
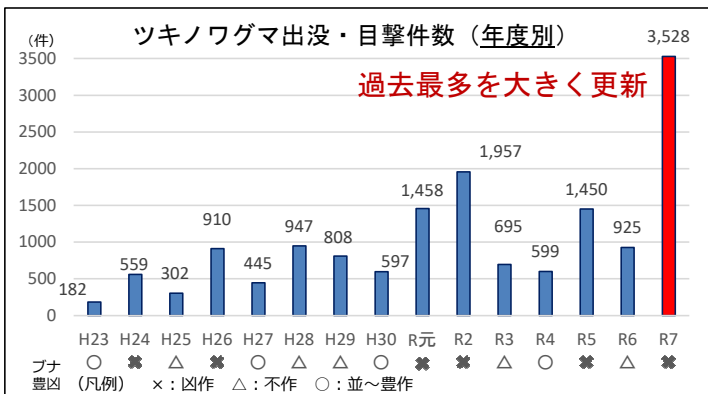
- I 野生鳥獣による被害の現状
- II ツキノワグマによる人身被害防止対策
- III 農作物被害の防止・低減対策

# I 野生鳥獣による被害の現状

## 1 出沒・目撃件数や出沒の傾向

### (1) ツキノワグマの出沒状況等

- 令和7年度のツキノワグマの出沒・目撃件数は3,528件で、過去最多を大きく更新
- 春から夏の出沒は例年より多く推移し、9月以降に人里周辺での出沒が多発
- ツキノワグマの餌である**ブナの実**が凶作であったことに加え、**市街地周辺で繁殖・生活するクマ**によるものと推定

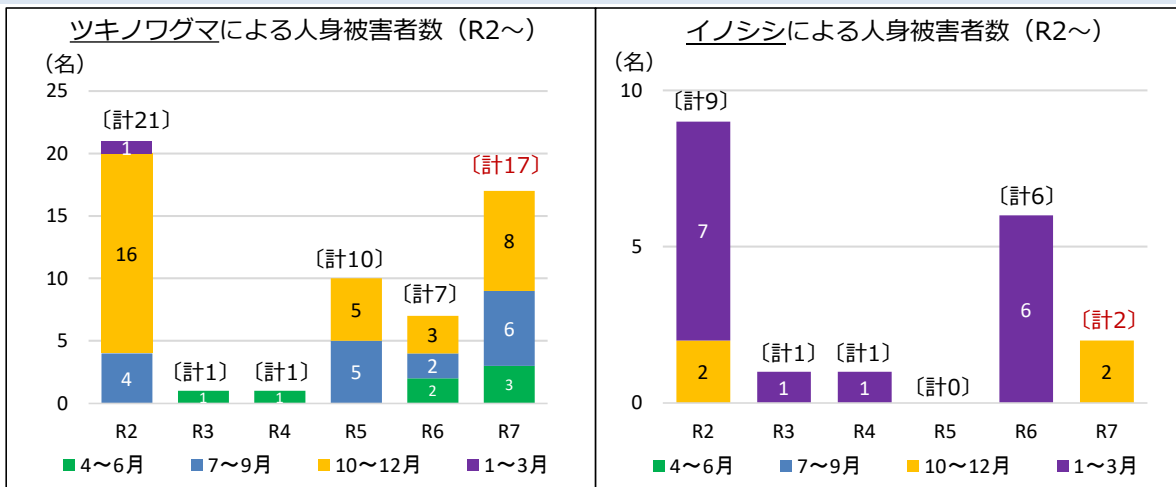


赤点:人身被害  
青点:目撃・痕跡

## 2 人身・農作物被害の状況

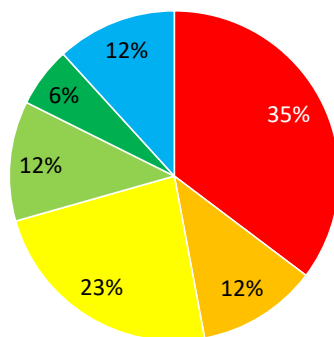
### (1) 人身被害の状況

- 令和7年度のツキノワグマによる人身被害は17名、イノシシによる人身被害は2名。
- 人身被害は、ツキノワグマは10～12月の冬眠前、イノシシは1～3月の降雪期の発生が多い。
- 令和7年度のツキノワグマの人身被害は、住居、事業所付近での被害が3分の1を占める。



ツキノワグマによる事由別人身被害者の割合 (R7)

- 住居、事業所付近
- 山菜採り、きのこ狩り
- 散歩、ランニング
- 林内作業
- 釣り
- その他



5

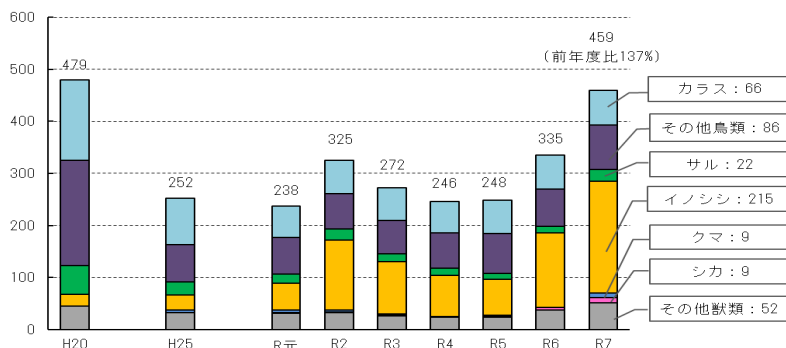
## 2 人身・農作物被害の状況

### (2) 農作物被害の状況

- 令和7年度の野生鳥獣による農作物被害額は459百万円であり、前年度比137%
- 特に、イノシシは県全域に生息域が拡大し、一部地域では生息密度も増加しており、農作物被害が急激に増加

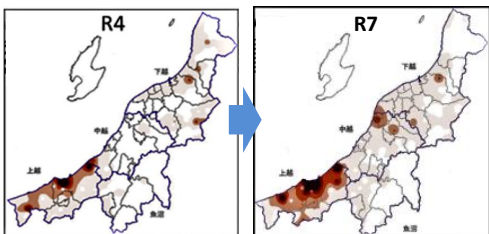
【野生鳥獣による農作物被害金額の推移】

(百万円)



- ・ 獣類による被害額：307百万円 (前年度比155%)
- ・ 鳥類による被害額：152百万円 (前年度比111%)
- ・ 農作物被害の約5割はイノシシ被害であり、被害額は215百万円、前年度比151%へと拡大 (約8割が水稲被害)

【イノシシの生息域・生息密度の状況】



※120地点自動撮影カメラの撮影頻度 (イノシシ) を空間補正した図

【イノシシ農作物被害金額 (地域別)】

(単位: 千円)

	R4	R5	R6	R7	前年度比
下越地域	6,149	6,230	10,147	27,032	266%
新潟地域	7,345	12,348	23,565	47,295	201%
中越地域	49,435	36,754	45,986	88,835	193%
魚沼地域	7,618	9,370	45,522	22,815	50%
上越地域	8,064	4,941	17,441	29,350	168%
計	78,611	69,643	142,661	215,327	151%

- ・ イノシシの生息域は、県全域に広がり、上越地域や中越地域 (魚沼を除く) では、生息密度が増加
- ・ イノシシによる農作物被害額は、魚沼地域を除き、急激に増加

6

# Ⅱ ツキノワグマによる人身被害防止対策

## 1 捕獲・体制の強化

### (1) ツキノワグマの捕獲強化

○ 令和7年11月から令和8年1月、冬眠前のクマ捕獲強化のため市町村の有害捕獲等を支援

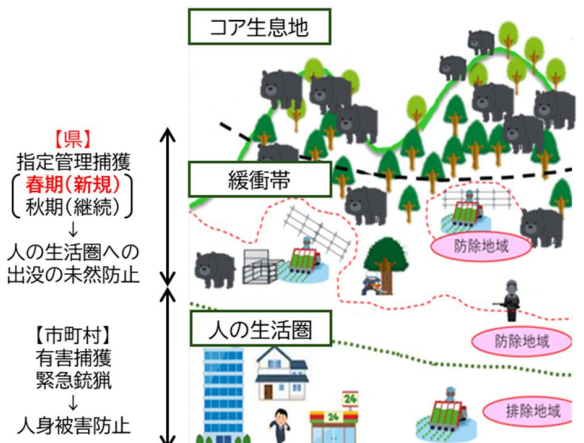
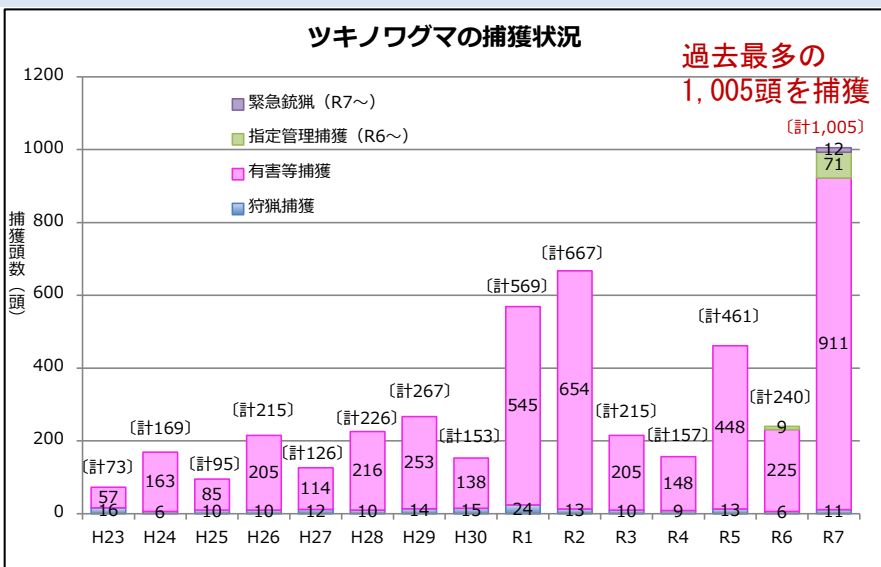
#### [アーバンベア捕獲緊急支援事業]

- ・ 補助対象：捕獲者の日当、ワナ購入・設置費など
- ・ 補助率：10/10
- ・ 実績：24市町村に71,339千円補助（捕獲ワナ97個整備、117頭捕獲 ほか）

○ 令和8年3月から5月、冬眠明けのクマの捕獲を実施

#### [春期管理捕獲事業]

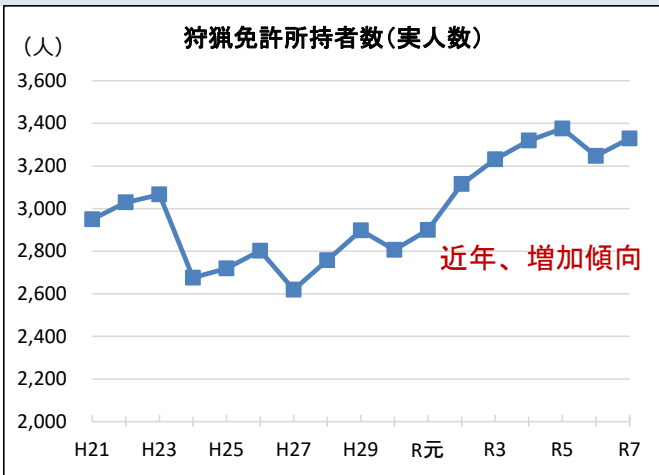
- ・ 実施地域：15市町村
- ・ 実績：延べ940名が出猟し、35頭捕獲するとともに、奥山への追い上げを実施  
※市町村による有害捕獲・緊急銃猟を合わせると54頭捕獲（速報値）



# 1 捕獲・体制の強化

## (2) 狩猟者の確保・育成、緊急銃猟

- 鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者を確保していくため、狩猟免許取得希望者講習会 (H21～) や狩猟体験等の研修会 (H25～) を開催するとともに、市町村と連携して銃の狩猟免許取得経費等への助成 (H25～) を実施
- 新潟県猟友会ライフル射撃場を活用し、捕獲者の技術向上を目的とした研修会を開催  
R7実績：4回開催 計78名受講
- 令和7年9月から開始された緊急銃猟制度を円滑に実施できるように、市町村、警察、猟友会と連携して訓練を実施  
R7実績：4市で訓練実施（新発田市、五泉市、十日町市、柏崎市）
- 緊急銃猟により、市街地等に出没したクマを安全かつ迅速に捕獲  
R7実績：9市で12頭捕獲（新発田市、阿賀野市、胎内市、五泉市、長岡市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、糸魚川市）



捕獲技術向上研修



緊急銃猟に係る訓練（新発田市）

# 2 生息環境管理

## (1) 緩衝帯の整備

- クマの市街地への移動経路を断つため、県管理河川敷の藪刈り払いを実施  
R7実績：6河川で実施（三面川、早出川、仙見川、加茂川、佐梨川、大瀬川）



三面川

## (2) 放任果樹等の除去

- 市町村による藪刈り払いや放任果樹の伐採を支援  
R7実績：10市町村を支援



## (3) デジタル機器を活用した緩衝地帯の監視体制構築支援

- 市町村によるクマ検知AIカメラ等を活用したクマの出没を常時監視する体制構築を支援  
R7実績：1市を支援（新発田市）



AIカメラ  
（新発田市）

### 3 県民への注意喚起

#### 様々な機会・媒体を活用した注意喚起

○ クマの大量出没を受け、メディアやSNSなどの様々な媒体等を通じて注意喚起を実施

#### 令和7年度 注意喚起一覧

ホームページ	5/15 『クマ出没警戒注意報』の発表 (★) 令和7年度新規取組
	8/7 『クマ出没警戒警報』の発表
	10/6 『クマ出没特別警報』の発表
	にいがたクマ出没マップ、クマから身を守るための動画、各種注意喚起資料を公開
研修会	各種研修会での紹介 (★) 対 象：キャンプ場管理者、教育体験旅行受入団体、見附市広域協定運営委員会、山岳協会、小針小学校
ポスター・チラシ等	7/5 県内の小中学校へ注意喚起チラシデータを送付
	8/2 市町村へ注意喚起マグネットを送付（登山口の立て看板等に利用） (★)
	9/1 県内道の駅及び農産物直売所へ注意喚起ポスター配布
	9/3 市町村、山岳協会、観光協会等へ注意喚起チラシデータを送付 高齢福祉施設にも送付 (★)
	9/15 県内のセブンイレブンへ注意喚起ポスターを配付
	10/14 ホームセンターへ注意喚起ポスターを配付 運送業者・地域振興局へ車両用マグネットを送付
	10/28 建設業関係団体に注意喚起チラシデータ等を送付 (★)
メディア	10/3 ラジオ（FM新潟「CHIJI&CHIKAGEの新潟さんぼ」）で注意喚起 (★)
	10/11 テレビ（UX「ほっとホット新潟」）で注意喚起 (★)



特別警報の発表（10/6）



注意喚起チラシ



テレビでの啓発

11

### ツキノワグマの推定生息数及びその評価について

令和7年度の生息状況調査の結果、

**推定生息数は、中央値で8,747頭（推定幅4,534～17,470頭）となった。**

※ この推定生息数は、専門家の見解も踏まえると、**クマの行動変化などによる出没・捕獲数等の急激な増加が推定結果に影響（上振れ）した可能性が高いため、今後の検証を要する値として整理**する。

なお、令和7年度のクマの生息数は、令和7年度の捕獲実績や令和8年春の出没・捕獲状況などを踏まえると、**これまでの推定生息数より増加している可能性が高いと考えられる。**

令和8年度の生息状況調査は、**国の調査と連携して実施し、精度向上を図る。**その調査結果を踏まえ、令和7年度の推定生息数の妥当性を確認する。

#### 専門家の見解（概要）

- ・野生動物の個体数推定の方法として適当という認識のもと進められてきたハーベストベースドモデル（ベイズ推定）は、近年は、各種パラメーターの設定値の影響を受けやすい、データの大きな変動に弱いなどの課題が指摘されている。
- ・R7の推定値は、ベイズ推定の限界であり、観測データの精度によって推定結果が大きくなったということ。
- ・R6までの推定結果（約1,400頭）は、推定個体数のわりに捕獲数や出没数が多く、感覚的に過小評価。8,000頭だと多すぎる。3,000～6,000頭くらいの印象。

12

## 現 状

- 令和7年度のクマの生息数は、令和7年度の捕獲実績や令和8年春の出没・捕獲状況などを踏まえると、**これまでの推定生息数より増加している可能性が高いと考えられる。**
- 令和8年5月19日には今年度初の人身被害が発生し、クマ出沒警戒注意報を発表

## 令和8年度の対策

【予算 (R8当初+2月冒頭) :クマ総合対策事業 377,538千円 (⑦121,900千円)】

### ツキノワグマの捕獲・体制

- 市町村・猟友会と協力してクマ捕獲を切れ目なく実施
  - ✓人の生活圏に出没したクマは、市町村の有害捕獲や緊急銃猟により捕獲
  - ✓人の生活圏へのクマの侵入防止のため、春期管理捕獲を含め県指定管理捕獲の期間を延長して実施
- ・市町村の緊急銃猟に係る体制整備を支援 (資機材整備、訓練実施(4市)等)
- ・市町村の鳥獣被害防止専門員の雇用を支援 (4市5名)
- ・狩猟免許取得に向けた講習開催や経費支援を継続するとともに、クマの捕獲技術向上研修を増加

### 生息状況調査

- ・自動撮影カメラの倍増 (120台→240台) や国の個体数調査との連携により**精度向上**

### 生息環境管理

- ・藪刈り払いや放任果樹等の除去の**実施エリアを拡大** (県管理河川 6河川→17河川)

### 県民への注意喚起

- ・多様な媒体による繰り返しの情報発信など**広報活動を強化し**、県民自ら危険を回避する行動を呼びかけ

## 第4期ツキノワグマ管理計画 (R9～R13) の策定

【方向性・ポイント】 ～人の生活圏及びその周辺におけるクマの管理強化～

- ・市街地と農地等を統合した「排除エリア」に出没するクマは、捕獲上限によらず原則捕獲
- ・排除エリア周辺の「管理強化エリア」では、クマの定着防止、排除エリアへの侵入防止のための捕獲を実施 など

クマ出沒時の対応・体制の強化、人とクマのすみ分けの実現

13

## Ⅲ 農作物被害の防止・低減対策

# 1 市町村の取組への支援

## 捕獲機材の整備、侵入防止柵の設置 等

- 野生鳥獣の生息域の拡大に伴い、これまで被害のなかった地域で被害が急増
- 農地周辺等での捕獲の強化や電気柵の設置等を進める市町村を支援

令和7年度

国の鳥獣被害防止総合対策交付金などにより、25市町村の取組を支援

### 【捕獲強化】



イノシシ、シカ、サルなどの捕獲  
 ・くくりわな、箱わなの導入  
 ・捕獲補修の支払い 等

25市町村を支援

### 【電気柵設置】



被害が増加した地域などに設置

- ・イノシシ用電気柵 (2段・3段)
- ・サル用電気柵 (8段)

計 234 km

9市を支援

### 【ICT機器等活用】



- ・遠隔捕獲操作大型檻
- ・電気柵監視システム
- ・無線式捕獲パトロールシステム
- ・トレイルカメラ 等

5市村を支援

### 【研修会開催等】



- ・電気柵の設置研修
- ・電気柵機能診断
- ・集落環境診断
- ・イノシシ勉強会 等

8市を支援

15

# 2 農業従事者等への周知・啓発

## 集落環境診断の実施、研修会の開催

- 鳥獣被害対策の専門家による集落環境診断を実施し、地域や集落における体制整備
- 地域指導者を育成する研修会等の開催による人材育成

### 【地域ぐるみの体制づくり（集落環境診断）】



現地調査

<被害原因の見える化>



課題の洗い出し

<住民の意識共有>



対策の検討

<対策の優先順位付け>

### これまでの実施状況

- 被害が急増した集落で総合的な対策実施に向けた診断会を開催
- ⇒ 上中下越の17集落で実施

### 【地域指導者の育成】



電気柵設置研修



罾による捕獲研修



サルGPS首輪装着  
(スペシャリスト研修)

- 対策の実施に向けた研修会開催
- ⇒ 延べ2,500名以上の農業者や鳥獣被害対策実施隊員等が受講
- 地域で鳥獣被害対策を指導できる人材育成
- ⇒ 上中下越でイノシシ7名、サル5名のスペシャリストが活動中

16

## 現 状

- イノシシやシカは、その捕獲実績や自動撮影カメラ調査などから、**生息域は県全域に拡大、一部地域では生息密度も増加傾向**
- 獣類による農作物被害額が前年度比155%と急増

## 令和8年度の対策等

【予算(R8当初+2月冒頭)：438,727千円(⑦433,773千円)】

### イノシシ・シカ等の捕獲

- 生息密度に基づく捕獲の強化
  - ✓ 農作物の栽培期間のイノシシ・シカの捕獲の推進(捕獲目標：1,000頭)
  - ✓ 市町村域を越えた広域的な捕獲の実施(捕獲目標：103頭)
  - ✓ 市町村が実施する捕獲機材の整備や有害捕獲実績に応じた報酬等への支援

### 捕獲に係る人材育成

- ・ くくり罠などの効果的な設置方法や錯誤捕獲対応等が実践できる**地域指導者を養成**(全6回)
- ・ 地域における**鳥獣被害対策のスペシャリスト**を育成(イノシシ対策1名、サル対策1名)

### 侵入防止柵の設置

- ・ 市町村が整備する電気柵等の**侵入防止柵の設置支援**(12市の総延長173,848mで設置)
- ・ 毎年を設置や撤去の必要がなく、**管理負担が少ない耐雪型恒久電気柵の現地実証**(2地区で設置)
- ・ 侵入防止柵の**適切な設置方法や設置後の管理方法を学ぶ研修会**を実施(全3回)

### 集落環境診断の実施

- ・ 被害集落等に**専門家を派遣した集落環境診断**の実施(3集落で実施)

## イノシシ、シカなどの獣種別管理計画(R9～R13)の策定

[方向性・ポイント] 生息密度の増加や生息域が拡大する野生鳥獣の捕獲強化

捕獲強化と被害実態に応じた対策実施による農作物被害の低減

# 令和7年度特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策の実施状況

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（新潟県条例第98号）  
に基づく公表資料

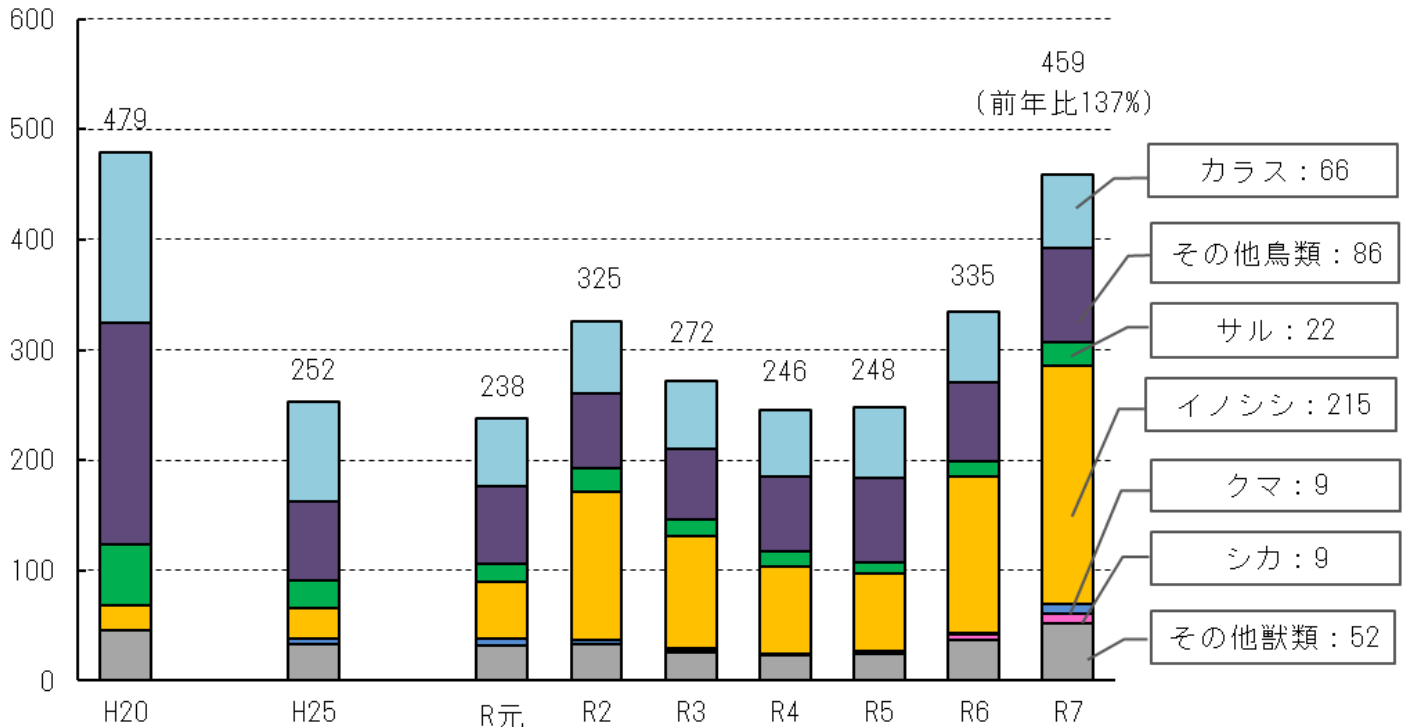
令和8年6月  
新潟県  
新潟県鳥獣被害対策支援センター

# 1 被害状況等の実態把握

## (1) 野生鳥獣による農作物被害の状況

- 令和7年度の野生鳥獣による農作物被害金額は約4.6億円(前年度比約137%)で、前年度に比べ、増加している(速報値)。
- 被害のうち、獣類による被害は前年度比155%(増加額:108.5百万円)となり、特にイノシシの被害が増加している。

(百万円) 野生鳥獣による農作物被害金額の推移



### 主な鳥獣種類別農作物被害面積・被害金額

(単位:ha、百万円、%)

		令和6年度		令和7年度				主な被害作物
		面積	金額	面積	前年比	金額	前年比	
鳥類	カラス	69.0	65.0	49.0	71%	65.9	101%	野菜
	スズメ	8.9	11.8	9.7	108%	17.0	144%	稲
	ムクドリ	10.2	30.4	9.6	94%	37.1	122%	果樹
	ハト	15.3	10.7	11.9	78%	8.8	83%	稲
	カモ	2.1	8.6	2.9	137%	11.6	134%	野菜
	サギ	0.5	0.6	1.0	212%	2.2	371%	稲
	その他鳥類	2.9	9.2	2.5	86%	9.2	100%	野菜
	小計	108.9	136.3	86.6	79%	151.7	111%	
獣類	サル	8.7	13.2	12.8	147%	21.9	165%	稲
	イノシシ	95.3	142.7	114.5	120%	215.3	151%	稲
	クマ	1.0	0.9	8.3	854%	9.0	966%	野菜
	タヌキ	5.0	12.5	5.5	110%	19.1	153%	野菜
	ハクビシン	2.9	13.5	4.5	157%	20.6	153%	野菜
	シカ	3.7	4.8	8.5	229%	9.3	192%	稲
	その他獣類	7.4	11.1	6.0	82%	12.0	109%	稲
	小計	124.0	198.7	160.1	129%	307.2	155%	
鳥獣計		232.9	335.0	246.7	106%	459.0	137%	

(注) 1. 市町村調べ農産園芸課取りまとめ 2. ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

## (2) 野生鳥獣による森林被害の状況

### ■ 県内の被害履歴

平成21年度以降、ツキノワグマによる剥皮被害、ニホンジカ及びノウサギによる食害が発生

#### ①ツキノワグマ

・令和7年度は、48m<sup>3</sup>の森林被害が発生し、前年度に比べ減少し、減少傾向が続いている。

#### ②ニホンジカ

・令和2～3年度に粟島浦村で植栽木の食害が発生している。  
 ・令和6年度以降、糸魚川市で微少な森林被害が続いている。

#### ③ノウサギ

・平成28年以降、森林被害は発生していない。

### 野生鳥獣による森林被害の推移

上段：面積(ha) 下段：材積(m<sup>3</sup>)

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
ツキノワグマ	0.8 468	0.8 452	1.3 648	0.4 195	0 19	0.2 93	0.1 48	R7被害： 阿賀町 (48m <sup>3</sup> )
ニホンジカ	- -	0 28	0 23	0.1 1.2	- -	0 0	0 0	R7被害： 糸魚川市 (小径木16本)
ノウサギ	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	※H28以降被害 なし (村上市)
合計	0.8 468	0.8 480	1.3 671	0.5 196	0 19	0.2 93	0.1 48	

注1) 上記被害量は、県内の民有林におけるものを示す。

注2) 被害面積「0」は、被害はあるが単位に満たないものを示す。

### (3) 野生鳥獣による内水面漁業被害の状況

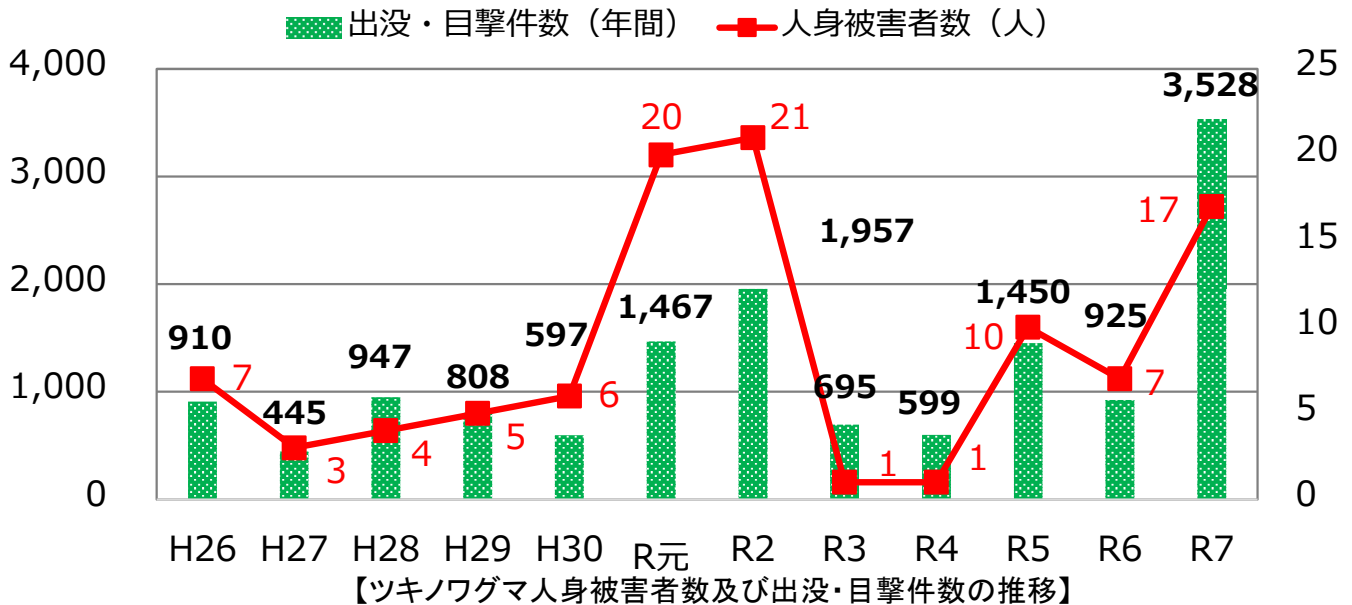
- 県内の被害履歴
  - ・平成18年頃からカワウによる内水面漁業への被害が発生
  - ・平成27年には、4水系8河川で被害を確認
  - ・令和7年は、信濃川の6～7月の最大飛来数が100羽（例年は300羽）と少なかったため、被害額はやや低めとなった。
  
- 県内の被害状況
  - ・カワウの飛来数、飛来日数、捕食量、胃内容物組成のデータ及びアユの単価から食害されたアユの金額を算出

#### 野生鳥獣（カワウ）による漁業被害金額[千円]

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
三面川 (村上市)	1,805	800	959	2,601	924	196	1,675
荒川 (村上市,関川村)	2,090	4,000	863	3,701	308	784	296
阿賀野川	15,387	11,926	9,683	9,003	11,913	8,228	7,588
早出川 (五泉市)	1,235	945	1,246	—	—	—	—
常浪川 (阿賀町)	5,604	4,218	1,342	1,400	1,438	1,371	1,380
五十嵐川 (三条市)	1,140	582	1,055	3,201	4,108	1,861	2,661
刈谷田川 (長岡市)	190	145	383	400	205	392	394
信濃川 (長岡市,小千谷市,魚沼市,南魚沼市)	30,618	26,189	20,146	56,094	22,806	37,228	23,483
合計	58,069	48,805	35,677	76,400	41,703	50,059	37,476

## (4) 野生鳥獣による人身被害の状況

- 令和7年度のツキノワグマによる人身被害は16件17名であった。
- 令和7年度の出没・目撃件数は3,528件で、過去最多となった。  
これはクマの秋季の餌であるブナの実のなりが県全体で凶作であったことなどから、大量出没につながったものと推定される。
- 令和7年度のイノシシによる人身被害は1件2名であった。



### 【ツキノワグマによる人身被害】

<令和7年度> 16件17名 ※No.の○は人家周辺での被害（16件中7件）

No	年月日	時間	市町村	性別	年齢	状況
1	R7.5.15	14:40頃	南魚沼市	男性	60歳代	山中を散策中、クマに襲われ、頭部を噛まれ顔や両腕などを負傷。
2	R7.5.29	8:50頃	五泉市	男性	40歳代	山林付近で犬の散歩をしていたところ、クマに襲われ、右肩を負傷。
3	R7.6.4	13:30頃	長岡市	男性	80歳代	山菜採りの途中、自家用車から降りたところ、クマに襲われ、負傷
4	R7.7.13	13:30頃	糸魚川市	男性	70歳代	山菜採りの途中、クマに襲われ、負傷
⑤	R7.8.15	21:20頃	南魚沼市	男性	60歳代	自宅付近でクマに襲われ、負傷
⑥	R7.9.15	0:00頃	長岡市	男性	40歳代	自宅の離れから母屋に移動しようとして外に出た際、クマに襲われ、脇腹を負傷
⑦	R7.9.26	5:30頃	妙高市	男性	90歳代	自宅付近で散歩中にクマに襲われ、顔面と右足を負傷。
8	R7.9.27	9:30頃	南魚沼市	男性	70歳代	県外から来た釣り人がクマに襲われ、頭と左腕を負傷。
⑨	R7.9.30	7:10頃	阿賀町	女性	50歳代	路上でクマに襲われ、両腕を負傷。
10	R7.10.4	16:40頃	妙高市	男性	30歳代	ランニング中にクマに襲われ、手足を負傷。
⑪	R7.10.11	2:20頃	長岡市	男性	70歳代	自宅前でクマに襲われ、頭と胸を負傷。
12	R7.10.27	8:47頃	上越市	男性 男性	20歳代 20歳代	測量作業中にクマに襲われ、1人は足、1人は腕を負傷。
13	R7.10.27	11:30頃	糸魚川市	男性	70歳代	有害捕獲の巡回中、藪から急にクマ出てきて右腕と右足を負傷。
⑭	R7.11.7	21:30頃	湯沢町	男性	30歳代	コンビニに向かう途中にクマに襲われ、頭部と左腕を負傷。
⑮	R7.11.9	7:20頃	新発田市	男性	60歳代	自宅庭でクマに襲われ、転倒し、左脇腹を負傷。
16	R7.11.12	9:30頃	新発田市	男性	80歳代	有害捕獲対応中にクマに襲われ、顔面を負傷。

## 【イノシシによる人身被害】

＜令和7年度＞ 1件2名

No	年月日	時間	市町村	性別	年齢	状況
1	R7.11.29	9:00~ 10:30頃	新潟市	男性 女性	50歳代 70歳代	イノシシに体当たりされ軽傷

## (5) 野生鳥獣の生息状況

- 特定野生鳥獣のうちツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、タヌキ、ハクビシンの7鳥獣について調査を実施
  - イノシシについては、生息数が増加傾向
  - 生息数や分布状況を踏まえ、効果的な特定野生鳥獣の管理を推進
- ・ 今後は、アライグマなど、分布域の拡大が懸念される野生鳥獣についても専門家等と連携しながら生息状況の把握に努める

鳥獣	生息状況の概要（令和7年度までの調査結果から）	
ツキノワグマ	<p>(生息数(R7))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>4,534~17,470頭（中央値:約8,700頭）と推定※</b></li> </ul> <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上中下越の広い範囲に分布し、全県で生息域が拡大</li> </ul>	
ニホンザル	<p>(生息数(R6))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約4,200頭と推定</li> </ul> <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上中下越の広い範囲に分布</li> </ul>	
イノシシ	<p>(生息数(R4))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 34,700~65,555頭（中央値:約47,000頭）と推定</li> </ul> <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上中下越の広い範囲に分布し、上中越を中心に生息域が拡大</li> </ul>	
ニホンジカ	<p>(生息数(R4))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 983~3,961頭（中央値:約2,000頭）と推定</li> </ul> <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上中下越の広い範囲に分布し、全県で生息域が拡大</li> </ul>	
カワウ	<p>(生息数(R7))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季に1,917羽確認。近年、生息数は増加傾向</li> </ul> <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中下越に12地点のねぐら・コロニーを確認</li> </ul>	
タヌキ	<p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標高の高い山地部を除く県内のほぼ全域で確認</li> </ul>	
ハクビシン	<p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標高の高い山地部を除く県内のほぼ全域で確認</li> <li>・ 家屋等の市街地にも生息</li> </ul>	

### ※ツキノワグマの推定生息数について

この推定生息数は、専門家の見解も踏まえると、クマの行動変化などによる出没・捕獲数等の急激な増加が推定結果に影響(上振れ)した可能性が高いため、今後の検証を要する値として整理する。

なお、令和7年度のクマの生息数は、令和7年度の捕獲実績や令和8年春の出没・捕獲状況などを踏まえると、これまでの推定生息数より増加している可能性が高いと考えられる。

令和8年度の生息状況調査は、国の調査と連携して実施し、精度向上を図る。その調査結果を踏まえ、令和7年度の推定生息数の妥当性を確認する。

## 2 施策の実施状況

### (1) 被害防止対策

#### 鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進

- 市町村の被害防止計画の改定支援  
市町村の鳥獣被害防止計画の改定において助言するとともに、同計画に基づき地域協議会等が実施する鳥獣被害対策の総合的な取組を支援
  - ・被害防止計画の策定・改定・変更：13市町村
  - ・被害防止総合対策交付金の取組：25地域協議会、9団体（漁協）

- 鳥獣被害防止総合対策交付金による取組概要

取組の内容		協議会等数	事業費(千円)	
推進事業	推進体制の整備	対策検討会 等	3	28
	有害捕獲	わな等捕獲機材整備 発信器を活用した生息調査 有害鳥獣の捕獲活動 等	29	33,188
	被害防除	学習会、技術研修会 追払い、追上げ活動 等	23	11,349
	生息環境管理	緩衝帯整備	1	1,100
	サル複合対策	複合的なサル対策の実施	2	2,869
	ICT新技術の活用 スマート普及加速化支援	長距離無線式捕獲パトロールシステム、遠隔捕獲操作大型檻、電気柵監視システム 等	6	18,380
	集落点検の促進	集落環境診断	1	211
	大規模緩衝帯整備	1ha以上の緩衝帯整備	1	799
	その他推進事業	簡易的集合理設設備設置、実施隊人材育成捕獲サポート活動 等	4	2,158
	捕獲支援	捕獲活動経費の直接支援	19	24,548
整備事業	侵入防止施設整備 (233,831m)	二ホンザル対策用 (19,729m)	4	21,607
		イノシシ対策用 (214,102m)	9	75,305
合 計 (協議会等数は実数)		34	191,542	

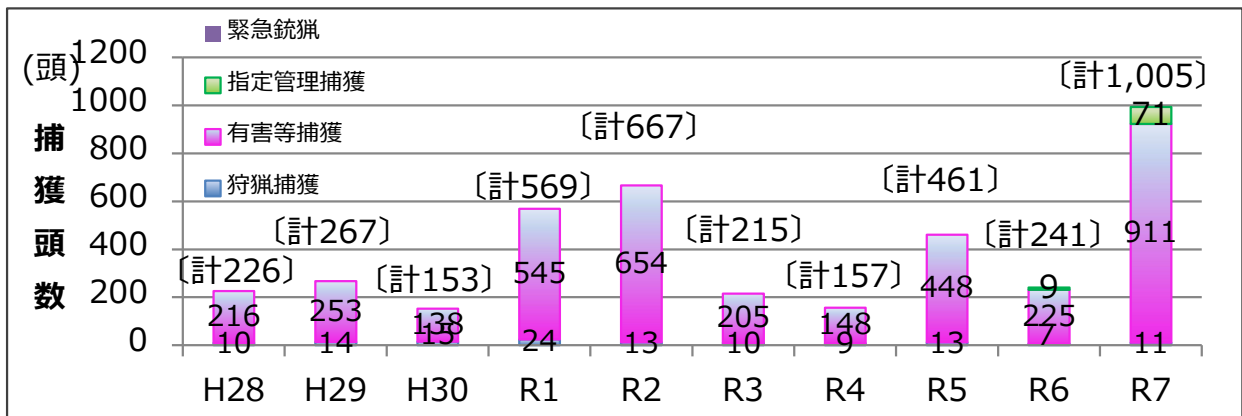
- 隣接する市町村における被害防止対策の連携に向けた支援（県単）  
被害・生息情報の共有化や、対策の高位平準化を図る合同研修会や連携会議を開催
  - ・隣接する市町村での鳥獣対策広域連携会議（三条・長岡地域）

## (2) 個体数管理

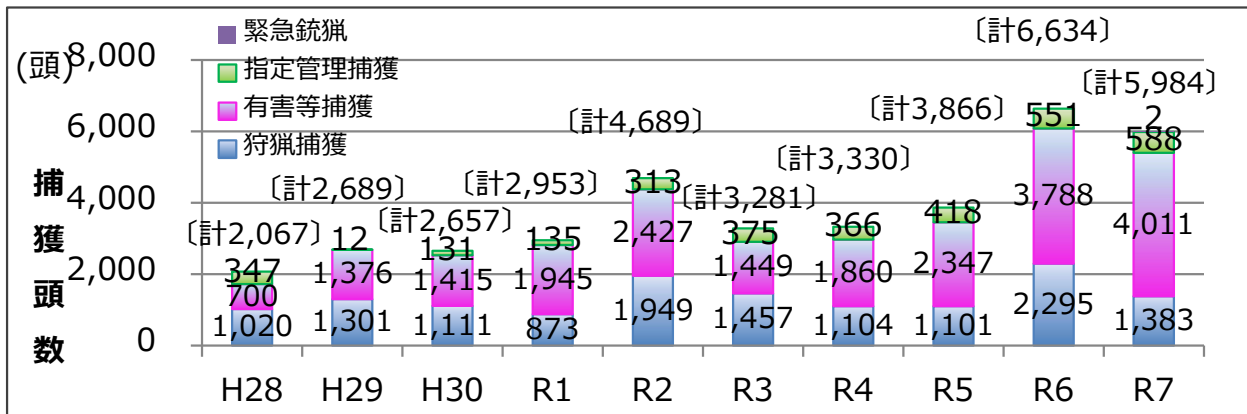
### 鳥獣種別の捕獲状況等 (R7は速報値)

- 令和7年度の鳥獣種別の捕獲状況等は次のとおり。
  - ツキノワグマは過去最多となる1,005頭が捕獲された。
  - イノシシは狩猟による捕獲が少なく、合計捕獲数は5,984頭と減少したが、有害捕獲数は前年度から増加した。
  - ニホンジカは1,107頭と前年度並の合計捕獲数となったが、有害捕獲数は前年度比1.2倍と増加した。

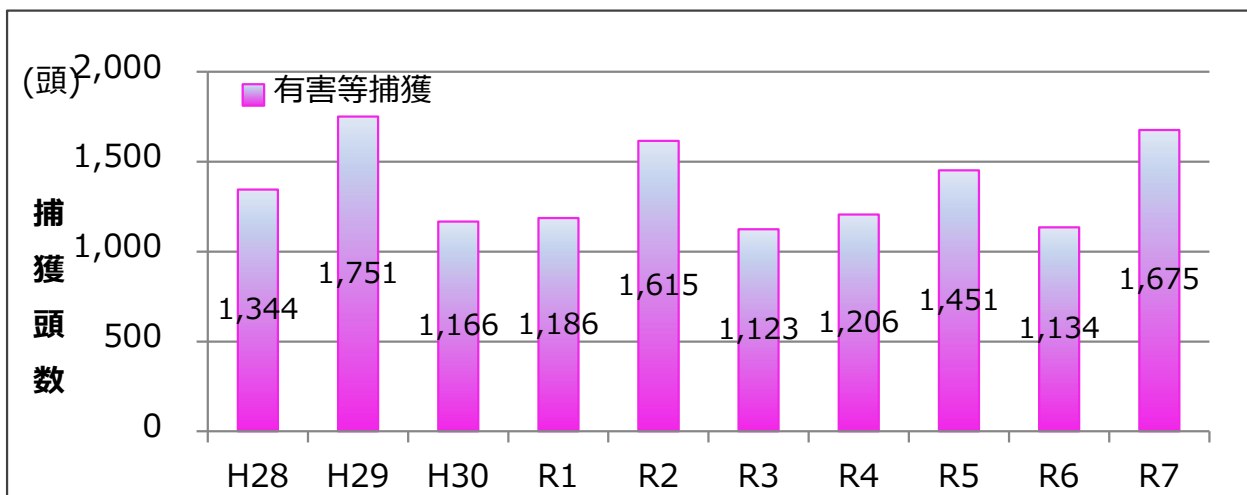
ツキノワグマの捕獲頭数の推移



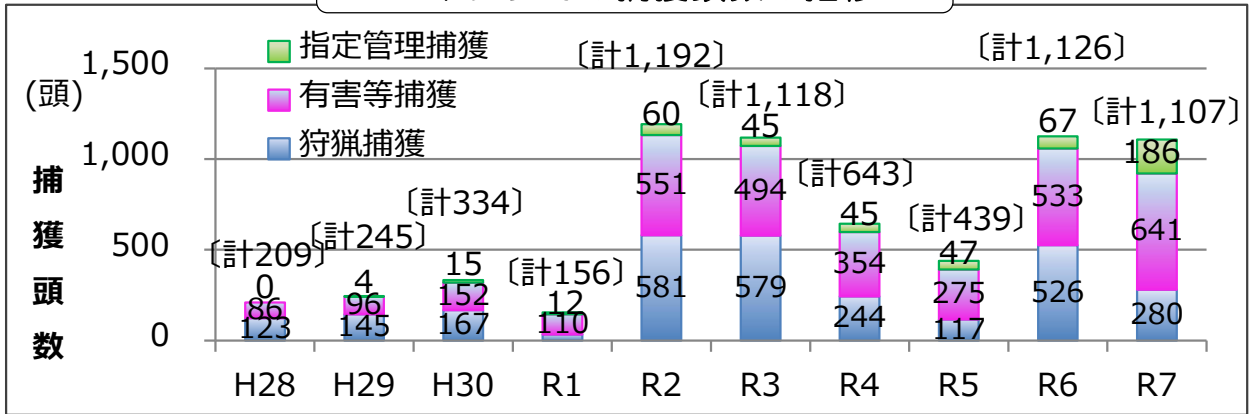
イノシシの捕獲頭数の推移



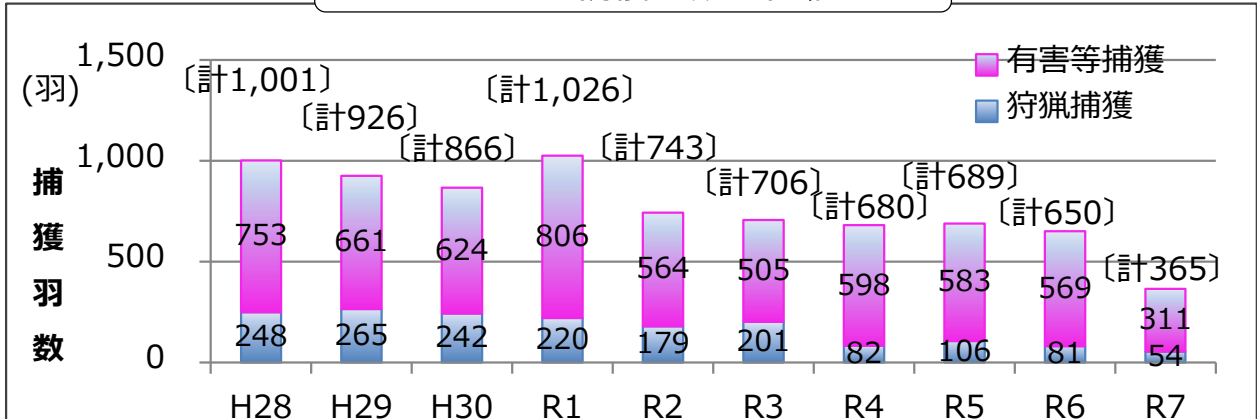
ニホンザルの捕獲頭数の推移



### ニホンジカの捕獲頭数の推移



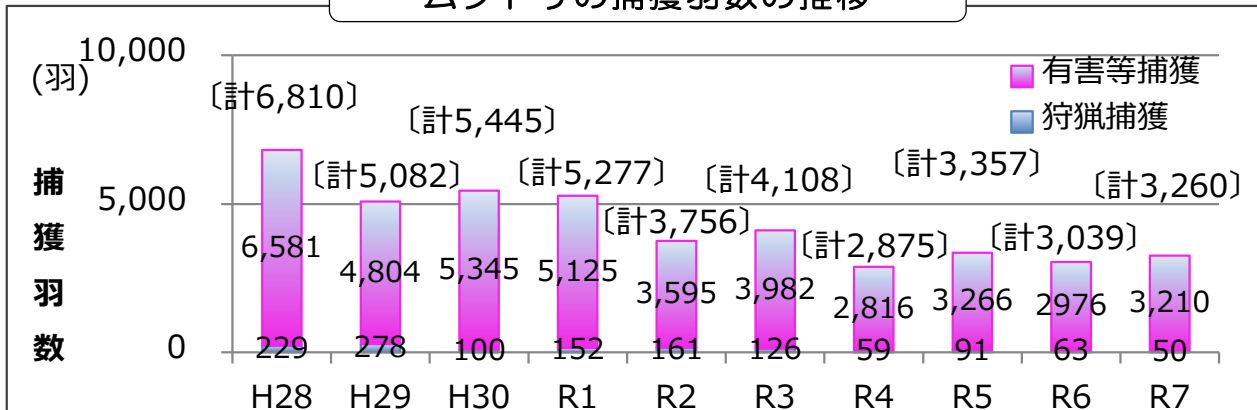
### カワウの捕獲羽数の推移



### カラスの捕獲羽数の推移



### ムクドリ of 捕獲羽数の推移



県事業捕獲：鳥獣保護管理法に基づき、県が指定管理鳥獣であるイノシシ及びニホンジカの捕獲を行うもの  
 有害等捕獲：市町村の許可に基づき、猟友会や鳥獣被害対策実施隊等が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で鳥獣の捕獲を行うもの  
 狩猟捕獲：狩猟免許所持者が狩猟期間（11/15～2/15、イノシシ・ニホンジカに限り11/15～3/15）に狩猟鳥獣の捕獲を行うもの

# (3) 県条例第9条に規定する施策

## ア 情報収集・提供と知識の普及啓発（第1号関係）

### 人身被害対策と公共の安全確保の推進

- クマ等による人身被害防止のため、県、市町村、警察、関係団体が連携し、パトロールや安全メール、広報誌等による注意喚起等を実施した。
- クマの出没情報は、「にいがたクマ出沒マップ」をリアルタイム更新し、目撃等情報を分かりやすく提供した。
- 秋期の効果的な対策とするため、堅果類豊凶状況調査結果を速報（夏期）と確定（初秋）の2段階で公表した。
  - ブナの実は凶作であり、里山付近でエサ不足が予測されたことから、令和7年度も人里や人家周辺への出沒に係る注意喚起を実施した。
- 人身被害の発生状況に合わせ、「クマ出沒警戒注意報」、「クマ出沒警戒警報」、「クマ出沒特別警報」と段階的に発表し、県民への注意喚起を強化した。
- 市街地への移動経路を断つため、河川等の藪刈り払いや伐採等を実施した。

※ 令和8年度は、一層の情報収集に取り組み、迅速かつ効果的なタイミングでの注意喚起に努める

### 河川等の藪刈り払い



### 秋季の注意喚起



### ■ 堅果類豊凶状況調査

- ・ 堅果類とはドングリや木の実のことで、クマの餌として重要
- ・ クマの出沒や生息数は、ブナなどの樹木の堅果類の成り具合と関係
- ・ 一般に、ブナは3～4年に1回程度が豊作、ほかは並作や凶作
- ・ 豊作の年は、出沒が少なく、その翌年に出沒や生息数が増える傾向
- ・ 凶作の年は、出沒が多い傾向

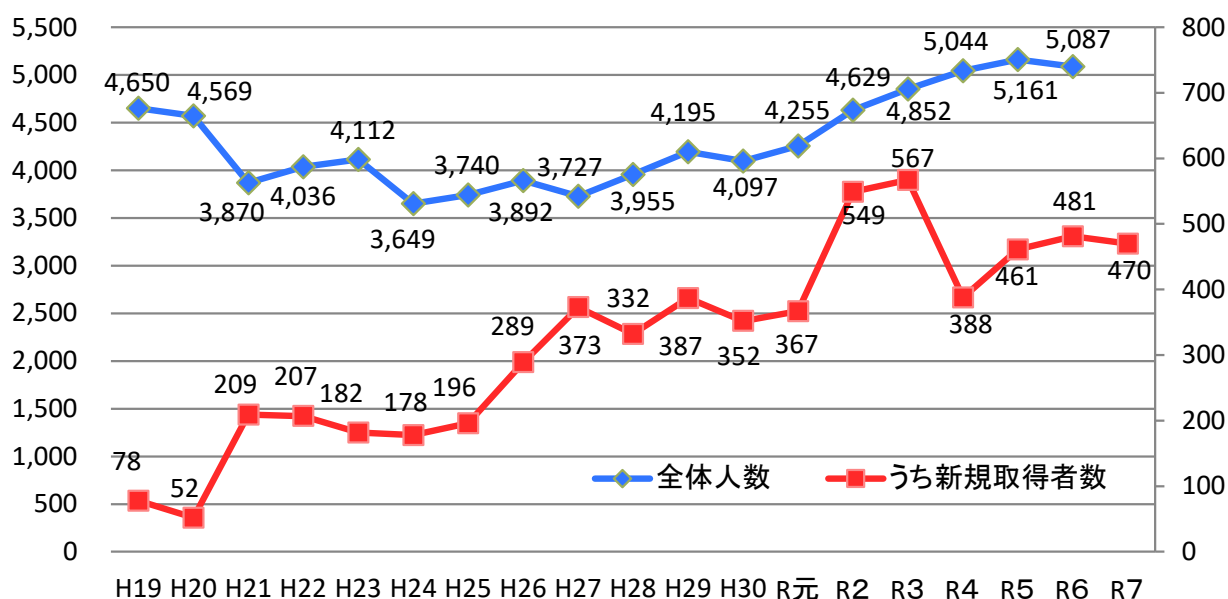
## イ 管理及び有効活用に係る人材の確保と資質向上（第2号関係）

### 担い手となる狩猟者確保に係る取組

- 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成の取組の実施
  - ・ 銃による狩猟等体験研修会の開催 55人参加
  - ・ 狩猟免許取得希望者講習会の開催 503人参加
  - ・ 狩猟免許等取得経費支援 22市町村 72人支援
- 猟銃等講習会の拡大開催
  - ・ 猟銃等所持許可の新規取得や更新に必要な講習（初心者・経験者）について会場数、開催回数（休日等）を拡大した。  
R7 24会場32回（うち休日6回）
- ライフル射撃場の活用
 

令和6年3月に、新潟県猟友会ライフル射撃場が完成し、令和6年7月から供用を開始した。  
令和7年度は、捕獲技術者の技術向上を目的とした研修会を開催した。

狩猟の免許所持者数の推移(人)



銃による狩猟等体験研修会の実施状況



ライフル射撃場の状況（建屋内）

## 人材の育成 ～鳥獣被害対策本部研修会等の開催～

- 鳥獣被害対策チームの構成員を対象に、緊急銃猟に関する研修会（オンライン）を開催した。
- イノシシ、ニホンザル等による農作物被害防止の地域指導者養成研修会を開催した。
- クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成事業を実施した。



本部研修会（専門家による講演・意見交換）の状況



地域指導者養成研修会（罾の捕獲強化）の状況



クマ類の保護・管理に係る専門人材育成事業（射撃実習）の状況

## 地域の実情に応じた取組

- 野生鳥獣の生息状況の変化や広域での移動など、地域の実情に応じた取組を連携して進めるため、集落環境診断や地域ぐるみでの被害防止対策を実施した
  - ・ 集落環境診断を実施した（燕市、見附市、刈羽村）。
  - ・ 複数市町村が連携し、被害防止対策を検討した（三条市、加茂市、田上町、燕市、弥彦村）。



集落環境診断（阿賀野市）の状況



被害防止対策の検討（三条市、加茂市、田上町、燕市、弥彦村）の状況

## ウ 管理及び有効活用に資する施設の整備の推進（第3号関係）

【再掲】 鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進 … 7ページ

【再掲】 ライフル射撃場の活用 … 11ページ

## エ 科学的知見に基づく鳥獣の個体数調査の推進（第4号関係）

【再掲】 野生鳥獣の生息状況 … 6ページ

## オ 里山等における人と鳥獣が共生する地域づくりに資する取組支援（第5号関係）

【再掲】 鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進 … 7ページ

### 野生鳥獣の生息環境に関わる取組

- 森林は、野生鳥獣のすみかや採餌の場でもあることから、間伐や下刈等適切に森林整備を行い、生息環境の保全や野生鳥獣とのすみ分けに寄与  
・令和7年度は民有林造林事業や治山事業等により、間伐や下刈等を約1,525haで実施した（林政課、治山課）。



間伐実施状況



下刈実施状況

## カ 鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進（第6号関係）

### 指定鳥獣管理対策推進事業

- 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して、管理（捕獲）の取組を実施  
※ツキノワグマについては、指定管理鳥獣への追加指定（令和6年4月）を受け、令和6年度から当該交付金を活用した捕獲等を実施した。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業  
対象：イノシシ、二ホンジカ、ツキノワグマ  
内容：既存技術による捕獲  
場所：＜イノシシ・二ホンジカ＞  
柏崎市、十日町市、津南町、上越市、妙高市、糸魚川市、長岡市、  
（以下イノシシのみ）新潟市、村上市  
＜ツキノワグマ＞  
糸魚川市、十日町市、津南町、妙高市、南魚沼市、三条市、村上市
- ・ 効果的捕獲促進事業（技術開発タイプ）  
対象：二ホンジカ  
内容：牧草地に類似した採餌空間としてスキー場を利用する二ホンジカについてシャープシューティングを実施した。  
場所：十日町市
- ・ 効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）  
対象：イノシシ、二ホンジカ  
内容：鳥獣保護区、市町村境等での捕獲等を行った。  
場所：柏崎市、十日町市、津南町、上越市、妙高市、糸魚川市、長岡市、  
五泉市、三条市、加茂市、田上町
- 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲では、イノシシ、二ホンジカ、ツキノワグマの全てで目標を達成し、平成28年以降で最も多い捕獲数であった。イノシシ及び二ホンジカの生息数は増加傾向にあると見られることから被害防止のため有害捕獲も含めた捕獲を継続していく必要がある。  
ツキノワグマについては、人里周辺への生息域の拡大が懸念されており、被害防止のための捕獲を継続していく必要がある。

イノシシ	目標：550頭	捕獲数：588頭
二ホンジカ	目標：100頭	捕獲数：186頭
ツキノワグマ	目標：15頭	捕獲数：71頭

## キ 鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進（第7号関係）

### ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成に係る講習会

- 狩猟免許を有する者を対象として、ジビエとして利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶための講習会を実施した

## ク 管理及び有効活用を総合的・効果的に実施するための拠点機能を担う体制整備（第8号関係）

### 鳥獣被害対策本部会議、野生鳥獣保護管理対策検討会の開催

- 「鳥獣被害対策本部会議」を開催し、被害防止対策等の取組方針の決定や対策の進捗状況を把握した
- 「野生鳥獣保護管理対策検討会」を開催し、県及び市町村の事業実施状況等について評価・検討を行い、専門家の意見等を踏まえ、市町村や関係団体等への情報提供等を実施した

## ケ 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進（第9号関係）

【再掲】 被害状況の実態把握

… 1～5ページ



新潟県鳥獣被害対策本部会議

---

## 環境省の施策や取り組み

---

関東地方環境事務所  
野生生物課

令和8年6月10日



---

## 特定計画作成のための ガイドライン（令和8年度版）

---

# ガイドライン改定の背景と目的

- 分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数・捕獲数の増加、クマによる人身被害の発生がみられており、2023・2025年度は東北地方を中心に、市街地等へのクマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録した。
- クマ被害対策に関する関係閣僚会議で「クマ被害対策パッケージ」を決定し、市街地等からクマを排除するとともに、クマの個体数の削減と管理の徹底を図ることで、人とクマのすみ分けの実現を進めることとした。



## クマの個体群を管理する方法 市街地等へのクマの出没に備えた考え方

を新たに整理するとともに、特定計画を作成・運用する上での基本的な考え方を示している。

## ガイドラインのポイント：保護管理ユニット都個体数水準

- クマは行政界を越えて行動するため、保護管理ユニット単位で個体群の保護・管理を進めることが重要
- ヒグマを5、ツキノワグマは18の保護管理ユニットに分け、個体数に応じて定めた個体数水準に基づいて個体群管理を実施することを推奨

個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準1	【目的:保護】捕獲上限割合は3%以下。狩猟禁止・可能な限り非捕殺的対応を行う。
個体数水準2	【目的:保護】捕獲上限割合は5%以下。 【目的:管理】捕獲上限割合は自然増加率以下。
個体数水準3	【目的:管理】個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。
個体数水準4	【目的:管理】個体数水準4を維持できる範囲、若しくは軋轢の低減に向けて必要な場合は個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

# ガイドラインのポイント：クマの保護・管理の階層

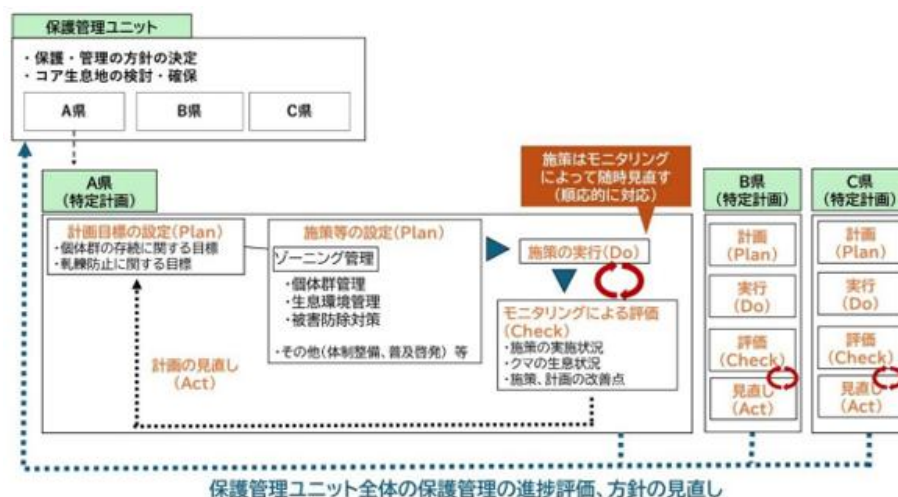
- 保護管理ユニット単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位の2つの空間スケールで進める。

## 広域的な保護・管理

都道府県が環境省と協力し「広域協議会」を設立し、保護・管理の方針の決定、コア生息地の検討と確保、目標個体数の設定を行う。

## 都道府県の保護・管理

保護管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定・実行しながら、順応的な管理を進める。



# ガイドラインのポイント：ゾーニング管理

- 人とクマのすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、各区分の目的の下で施策等を実施していくことをゾーニング管理という。
- 人の活動域である「排除エリア」及び、侵入防止の対策を強化する「管理強化エリア」は、都道府県、市町村及び地域住民等の関係者で設定する（線引きを行う）。

区分	目的	定義
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。
		排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生活圏」が該当。
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。
		管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が該当。
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン（※緩衝地帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保全するゾーン（※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。

ゾーン/施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排除地域への出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> <li>・ 里地里山林の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里地里山林の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等）</li> <li>・ 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）</li> </ul>	
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵・防護柵等の設置</li> <li>・ 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理</li> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘引物（放任果樹等）の管理</li> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> <li>・ 追い払いの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> <li>・ 追い払いの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> <li>・ 追い払いの実施</li> </ul>	
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民への注意喚起や対策の指導</li> <li>・ 被害対策に関する指導</li> <li>・ 捕獲に関する安全指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害対策に関する指導</li> <li>・ 捕獲に関する安全指導</li> <li>・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供</li> </ul>	
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成</li> <li>・ 捕獲技術者の育成・確保</li> <li>・ 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む）</li> <li>・ 緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む）</li> </ul>				

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的としたの保護管理ユニットで実施される。

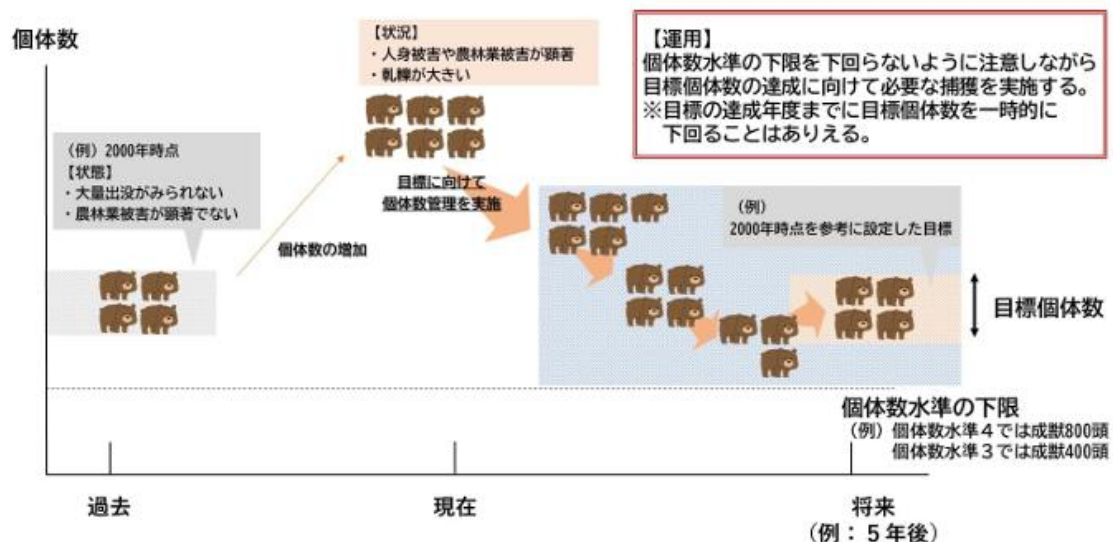
## ガイドラインのポイント：個体群管理

### ● 問題個体の管理

排除エリアに侵入した個体（侵入の蓋然性の大きい個体含む）や、人等への被害を発生させた個体（発生させる可能性の高い個体含む）の捕獲。

### ● 個体数管理

全体の個体数をコントロールする。管理を目的とする場合、管理強化エリアと緩衝地帯で実施する。



目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ(例)

# ガイドラインのポイント：指定管理鳥獣捕獲等事業

- ヒグマ及びツキノワグマ（四国を除く）は指定管理鳥獣として指定されており、指定管理鳥獣対策事業交付金が活用できる。
- クマでは、鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業の他、クマ類総合対策事業として、特定計画の作成、生息状況調査等、出没防止対策、クマの捕獲事業などが交付対象となる。

## ●事業イメージ



# ガイドラインのポイント：出没対応

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令 (毒物及び劇物 取締法、医薬品 医療機器等法、 麻酔及び向精 神薬取締法)	安全かつ 確実に実 施できる 場合(※) とはいえ ない場合	安全かつ確実 に実施できる 場合(※)
	第9条に基 づく許可(鳥 獣の捕獲等 の許可)の 要否	第37条第 1項の許可 (危険猟法 の許可)の 要否	第38条(緊急銃猟)の対応					
		第1項 (夜間銃猟 の禁止)	第2項 (住居集合地 域等における 銃猟の禁止)	第3項 (建物等に向 かってする 銃猟の禁止)				
麻酔銃猟 (緊急銃猟と して実施)	不要	使用する薬 剤や量によ っては必要	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	使用する薬剤 や量によっ ては必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
麻酔銃猟 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	使用する薬 剤や量によ っては必要	実施不可	禁止の 適用除外 (法9条に加 え、法第38 条の2の許可 を得た場合の み)	実施不可	使用する薬剤 や量によっ ては必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
吹き矢を使 用した麻酔 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	必要	禁止の 対象外	禁止の 対象外	禁止の 対象外	使用する薬剤 や量によっ ては必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る

# クマ被害対策ロードマップ

## (背景) 令和7年11月14日第2回関係閣僚会議における木原官房長官ご発言

本日、新たな「クマ被害対策パッケージ」を取りまとめました。まずは、石原環境大臣を始め、関係閣僚の迅速な対応に対し、敬意を表します。

昨日には、特殊銃に関する国家公安委員会規則が施行され、警察によるクマの駆除の任務が開始されたところでありまして、また、緊急銃猟のための研修会の開催、農作業や学校の安全確保に関する周知など、既に緊急的な対応には着手しております。関係閣僚におかれては、今後、クマの通常の冬眠期間に入った後も、なお、クマの人里への出没が懸念される状況を鑑み、地域の安全確保に万全を期すべく、引き続き、強い緊張感を持って対策に取り組んでください。

その上で、短期的対応として、まずは、春期の捕獲により個体数の削減に取り組むこと、これが重要です。すでに北海道を始め、一部の地域において、実施されているところですが、その実施地域を拡大して取り組んでいく必要があります。環境大臣を中心に関係閣僚が連携して、ガバメントハンターの人件費や資機材等の確保の支援の拡充など、交付金等による支援や特別交付税措置を通じて、地域の体制整備を推進するとともに、年度内を目途に、春期の捕獲を実施する地域を始め、クマ出没の可能性のあるすべての地域における体制整備の進捗状況を確認するなど、計画的かつ確実な対応を進めてください。

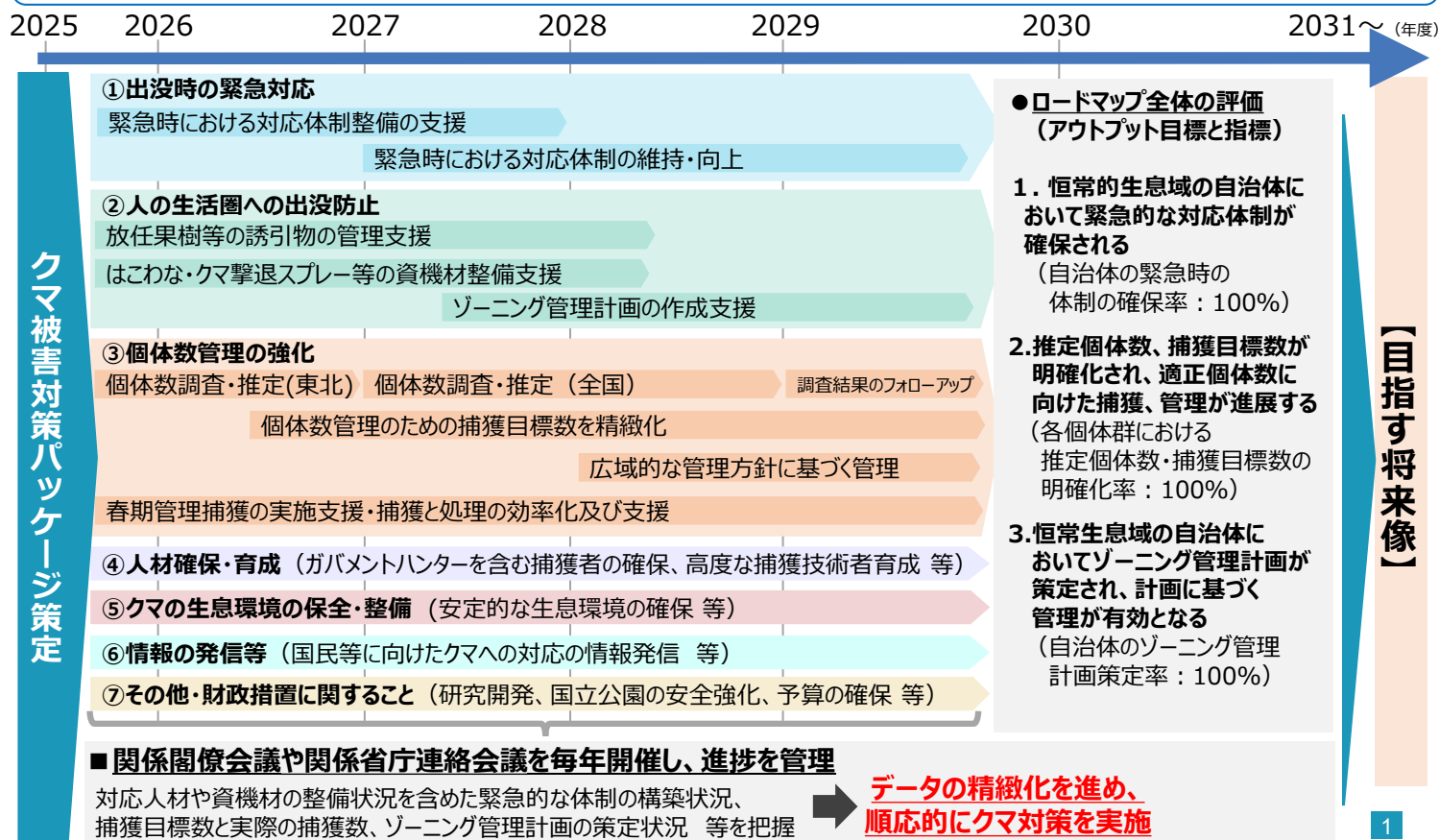
**こうした取組の実効性を高めるため、個体数推定に基づき、地域ごとのクマの捕獲目標頭数というものを設定し、当該目標を達成するためのガバメントハンター等の配置や、はこわな、クマスプレー等の資機材の必要量の見込み等を明記した「クマ対策ロードマップ」を、年度内を目途に策定してください。**

**さらに、中期的対応に取り組む中で、ロードマップを更に精緻化するなど、増えすぎたクマの個体数を削減するための取組を進めてください。**

政府としては、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく、必要な施策を進め、経験を積み重ね、必要があれば躊躇することなく機動的に見直しながら、クマ被害対策を戦略的に実行してまいります。

**【目的】**：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

**【目指す将来像】**：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る



## 進捗管理と目標

### ● 2026年度～2030年度：

#### ■ 関係閣僚会議や関係省庁会議を毎年開催し、進捗を管理

#### ○ 進捗管理の指標により、毎年の取組進捗を把握

【指標】 対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数  
ゾーニング管理計画の策定状況 等

#### ○ 数値による進捗管理が困難な対策は定性的に状況を把握

**データの精緻化を進め、順応的にクマ対策を実施**

### ● 2030年度：ロードマップ全体の評価（アウトプット目標と指標）

#### 1. 恒常的生息域\*の自治体において緊急的な対応体制が確保される\*\*

→ 自治体の緊急時における対応体制の確保率：100%

#### 2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する

→ 各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%

#### 3. 恒常生息域\*の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる

→ 自治体のゾーニング管理計画策定率：100%

### ● 2031年度以降：目指す将来像（アウトカム目標と指標）

クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守る

→ 人の生活圏からクマを排除（クマの生息メッシュ数を指標として評価）

\*クマが複数年に渡って確認（目撃・痕跡が発見・捕獲等）されている地域

\*\*クマの追い払いや捕獲を実施する人材が確保された上で、クマ出没に備えた対応訓練を実施済みである、または、クマ出没時のマニュアル等を整備済みである状態を「対応体制が確保されている」と判断する

## 暫定的な捕獲目標数

- 捕獲目標数の考え方：人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制
    - ・ 北海道 : 12,540頭（2025年～2034年の総捕獲目標数：北海道ヒグマ管理計画（第2期））
    - ・ 東北、関東、中部：自然増加率（14.5%）に5%程度を上乗せした約20%を現在の推定個体数に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、増えすぎたクマの個体数を削減
    - ・ 近畿、中国 : 令和7年度の被害状況等を踏まえ、現在の推定個体数に自然増加率（14.5%）を乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、個体数を増やさないよう管理
- ※大量出没が起こった場合は暫定的な捕獲目標数に捉われず捕獲を実施

ブロック	現在の推定個体数 〔各都道府県の最新の推定中央値の合計〕	令和8年度の暫定的な捕獲目標数	2030年度の暫定的な目標生息個体数
北海道	11,600	12,540 〔※2025年～2034年の総捕獲目標数〕	8,200 〔※2034年の目標個体数〕
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	19,237	3,800	12,000
関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	2,983	600	2,000
中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)	17,553	3,500	11,000
近畿・中国(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口)	6,420	900	6,400

※北海道のヒグマの自然増加率は9.2%、本州のツキノワグマの自然増加率は14.5%と設定  
 ※茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は推定個体数に関するデータがない  
 ※茨城県、千葉県、大阪府はクマの恒常的な生息地域ではない

令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化し、それを踏まえ、各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定する。

3

## 自治体職員と資機材の目標

- クマの捕獲作業等に従事する自治体職員数: 2,500名（現在の約3倍）
  - 資機材
    - はこわな : 10,000基（現在の約2倍）
    - クマ撃退スプレー : 20,000本（現在の約3倍）
- ※目標年度はいずれも2030年度

	配置・整備の目標	算出方法
クマの捕獲作業等※に従事する自治体職員数	2,500名	現在の人員・資機材の状況や今後のニーズについて自治体にヒアリングを行い、その結果を踏まえて算出
はこわな数	10,000基	
クマ撃退スプレー数	20,000本	

※クマの捕獲作業等は、自治体職員に限らず、猟友会や認定鳥獣捕獲等事業者等の協力を含め、地域の実情に応じた体制を構築することが重要

### ■（参考）令和8年3月の自治体職員や資機材の整備状況※

クマが生息する市町村数	クマの捕獲作業に従事する自治体職員数	はこわな数	クマ撃退スプレー数
849	784	5,527	7,093

※クマが生息する37都道府県に対し、令和8年2～3月に照会した結果を集計

4

# ① 出没時の緊急対応

2025 2026 2027 2028 2029 2030

## ① 出没時の緊急対応

### 1. 緊急銃猟制度の着実な理解促進（環境省）

緊急銃猟制度の現地研修会等の開催

緊急銃猟の実施事例の共有・緊急銃猟ガイドラインの改訂等による情報の周知

制度の周知

### 2. 自治体の緊急対応体制整備への支援（環境省）

必要な体制の検討や把握

出没対応訓練実施・出没時のマニュアル整備の支援

交付金による支援を充実

安全装備等の必要な資機材の購入等の自治体の体制整備の集中支援

緊急時における対応体制の維持・向上の支援

### 3. 学校における安全対策の強化（文部科学省）

事務連絡の発出・緊急連絡会議の開催

専門家等の派遣、教職員等の研修等

### 4. 農林業現場における人身被害防止の徹底（農林水産省・林野庁）

農林作業中の安全確保の徹底を周知

必要な資機材の整備支援

### 5. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

### 6. 麻酔を用いた捕獲方法に関する情報提供（環境省）

麻酔を用いた事例のレポート作成と周知

普及、事例収集と発信

### 7. 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保及び警察官の装備資機材の整備等（警察庁）

都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保

警察官の装備資機材の整備等

5

# ② 人の生活圏への出没防止

2025 2026 2027 2028 2029 2030

## ② 人の生活圏への出没防止

### 1. 出没防止対策にかかる専門家派遣（環境省）

自治体向け専門家派遣の実施・技術支援

### 2. 人の生活圏への出没防止対策への支援（環境省・農林水産省・林野庁）

はこわなやクマ撃退スプレー等の整備の支援

放任果樹等の誘引物の管理支援

出没防止対策が遅延している自治体の支援強化

自治体等が行う出没防止対策（緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置、ICT機器の活用等）の支援

### 3. 人の生活圏周辺におけるクマの捕獲強化（環境省）

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」改定

「クマ類の出没対応マニュアル」を改定

普及啓発

クマの特定鳥獣管理計画の改訂や新規作成の支援

### 4. 自治体のゾーニング管理計画作成支援（環境省）

ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツール開発

自治体のゾーニング管理計画の作成支援

計画策定遅延自治体を集中支援

### 5. 堅果類の豊凶の把握・情報発信（環境省・林野庁）

堅果類の開花・結実状況の調査結果を取りまとめ、早期の情報発信を実施

クマの餌資源に関係した出没要因の解明と出没防止対策の研究

研究結果の周知及び普及啓発

### 6. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）〔再掲〕

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

### 7. 河川におけるクマ出没防止対策の促進（国土交通省）

河川における樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進

河川におけるクマ対策等に係る設置物許可手続きの円滑な実施

### 8. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

6

### ③ 個体数の管理強化

2025 2026 2027 2028 2029 2030

#### ③ 個体数の管理強化

##### 1. 全国的な個体数調査・個体数推定の実施（環境省）

個体数調査や個体数推定の設計・企画  
 東北地域の調査・個体数推計を実施  
 全国で個体数調査と個体数推定を実施  
 調査結果のフォローアップ  
 クマの生息分布図を作成

##### 2. 個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化（環境省）

暫定的な捕獲目標を設定  
 個体数調査結果をもとに、捕獲目標数や適正個体数を順次精緻化  
 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を改定し、新たな個体数水準、目標設定の考え方を明示  
 都道府県の特定鳥獣保護・管理計画の改定を支援  
 改定された特定鳥獣保護・管理計画に基づく管理  
 個体群単位で広域管理を検討する場の構築（広域協議会等の設置）  
 広域的な管理方針に基づく管理  
 必要に応じて広域的な管理指針の見直し  
 個体数調査や推定を踏まえた広域的な管理方針の検討

##### 3. クマの個体数管理のための支援（環境省・農林水産省）

自治体が実施する個体数管理（市街地や農地への出没個体及び管理強化エリアでの捕獲の強化）の支援

##### 4. 春期のクマの捕獲の推進、農業集落に出没する個体の捕獲強化等による個体数削減・管理（環境省・農林水産省・総務省）

春期捕獲実施道県への支援強化（環境省・総務省）  
 2026年春期捕獲  
 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修  
 2027年春期捕獲  
 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修  
 2028年春期捕獲  
 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修  
 2029年春期捕獲  
 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修  
 2030年春期捕獲  
 春期捕獲事例取りまとめ、情報共有・研修  
 捕獲単価の大幅な増額等のクマ特別対策による農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化の支援（農林水産省）

##### 5. ICT機器等を活用した対策支援（環境省・農林水産省）

わなの見回り負担軽減等に資するICT機器の活用を支援  
 ICTやドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援

##### 6. 捕獲個体の処理対策支援（環境省）

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の支援  
 クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の優良事例収集・捕獲から処理に至るまでの対応をパッケージ化・情報提供

7

### ④ 人材育成・確保 ⑤ クマの生息環境の保全・整備

2025 2026 2027 2028 2029 2030

#### ④ 人材育成・確保

##### 1. 地方環境事務所等の体制強化（環境省）

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官の配置・強化  
 クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官による自治体の支援（広域管理に向けた協議会における検討等）

##### 2. 鳥獣保護管理に関する基本指針に人材育成、確保の方針を明確化（環境省）

基本指針を改定し、自治体における人材の配置や育成の方針を明確化  
 人材の配置や育成に関する優良事例整理や情報共有  
 基本指針を踏まえ、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を改正

##### 3. 自治体の専門的な人材の育成・確保の推進（環境省・農林水産省）

自治体のクマ対策を担う人材（専門家・コーディネーター・ガバメントハンター等）の雇用や育成を支援  
 遅延自治体を集中支援

##### 4. 高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成（環境省）

認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を推進

##### 5. 捕獲技術者の育成支援（環境省・農林水産省）

ガバメントハンターを含む自治体の専門的な人材及び民間で捕獲等を担う専門的な事業者の育成に向けた研修会実施等への支援  
 大学と連携し、野生動物管理教育コア・カリキュラムによる人材育成  
 農林大学校における狩猟免許取得に向けた研修の実施への支援

##### 6. 自衛隊OB、警察OB等への鳥獣保護管理への協力要請（環境省・防衛省・警察庁）

関係省庁で協力し、自衛隊・警察OB等への協力要請を実施  
 自衛隊・警察のOB等向けの研修等の開催

#### ⑤ クマの生息環境の保全・整備

##### 1. クマの安定的な生息環境の確保（環境省）

鳥獣保護区等の適切な設置・管理

##### 2. 針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援（林野庁）

抜き伐りや植栽による針広混交林や広葉樹林への誘導等、病害虫被害の防除を実施

##### 3. 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

生息状況の把握、生息環境の保全、人とクマとの軋轢の防止の支援

8

## ⑥情報の発信等 ⑦その他・財政措置に関すること

2025 2026 2027 2028 2029 2030

### ⑥情報の発信等

#### 1. インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信（環境省・観光庁）

地域におけるクマの出没情報の収集体制構築、  
情報発信媒体の作成

出没情報や注意喚起の発信等の実施・強化

#### 2. 森林の巡視によるクマ目撃情報の提供（林野庁）

巡視とクマの目撃情報の提供を継続

#### 3. 国民等に向けたクマへの対応の情報発信（環境省）

適切なクマ撃退スプレーの選択に関する情報やクマの行動特性や遭遇時の対応に関する信頼性のある情報を発信

人身被害の状況分析、情報収集体制の構築と維持

クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援

### ⑦その他・財政措置に関すること

#### 1. クマ被害対策技術等に関する研究開発の推進（環境省）

ICTやドローン等を活用した被害対策や効果的な捕獲方法の技術開発支援

環境研究総合推進費等による、効率・効果的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究や技術開発の推進

#### 2. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）〔再掲〕

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・  
マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・  
フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

#### 3. 交付金による速やかな支援・交付金の対象経費等の周知（各省庁）

クマ対策予算の増額  
（直轄予算・交付金）

クマ対策に必要な予算の確保・自治体支援等

#### 4. クマの捕獲等に要する経費について特別交付税措置（総務省）

地方自治体負担分に対する特  
別交付税措置を創設・拡充

地方自治体負担分（補助裏・地方単独）に対し、特別交付税措置

9

## （参考）令和8年3月27日 第3回関係閣僚会議における木原官房長官ご発言

本日、政府は、新たな「クマ被害対策ロードマップ」を取りまとめました。まずは、環境大臣を始め、関係閣僚の精力的な対応に対し、敬意を表します。本ロードマップは、**2030年度までの、地域別の捕獲目標数やクマ捕獲作業に従事する自治体職員数、はこわなどの資機材に関する目標を設定**するとともに、**昨年末に策定した「クマ被害対策パッケージ」を盛り込んだ施策を、年度ごとに具体化することにより、実効性をより高める趣旨で策定した**ものです。

関係閣僚におかれては、**今後、冬眠明けのクマの出没増加が懸念される中で、まずは、春期のクマの捕獲の推進に万全を期すなど、引き続き、強い緊張感をもって積極的に取り組む**ようにお願いします。

とりわけ、総務大臣には、クマの捕獲作業に従事する職員への支援など、クマの捕獲等に要する経費に対する特別交付税措置を通じて、地域の取組に対する支援を推進してください。

文部科学大臣には、学校や登下校時のこどもの安全確保を図るため、学校への専門家等の派遣や登下校見守りボランティアの活動の支援など、こどもの安全確保に向けた取組を着実に進めてください。

農林水産大臣には、強固な柵の整備、緩衝帯の設置、農地周辺の捕獲強化、森林の広葉樹林化など、地域での総合的な被害防止対策に取り組んでください。

国土交通大臣には、河川の樹木伐採等による出没防止対策に加え、観光地における旅行者の安全対策を進めていただきたいと思います。

防衛大臣及び国家公安委員会委員長には、自衛隊OB等や警察OBへの協力要請により、地域の捕獲者確保に努めていただくとともに、国家公安委員会委員長には、警察による住民の安全確保、市街地等における駆除態勢の確保に取り組んでください。

環境大臣には、**クマの個体数推定による地域ごとの捕獲目標数の精緻化、捕獲者の確保を含む地域の捕獲体制の整備、国立公園における利用者の安全確保対策を徹底していただく**とともに、関係閣僚と緊密に連携して、**本ロードマップに掲げた施策の進捗を定期的に確認し、必要があれば機動的に見直す**ようにお願い致します。

政府としては、国民の安全・安心の確保を最優先とし、「クマ被害対策ロードマップ」にのっとり、引き続き、**必要なクマ被害対策を戦略的かつ計画的に実行し、クマ出没時の対応体制の確立と、人とクマのすみ分け実現**に向けて全力で取り組んでまいります。

## 統一的手法を用いた クマの個体数推定について

### 統一的手法による個体数推定

#### 課題

#### 捕獲強化⇒個体群の安定的な維持 適正な生息数とは？

- クマの出没・被害が全国的に増加しており、適切な管理には、個体群にどのくらいの数が生息しているかを知る事が重要。
- 都道府県ごとに推定手法や使用するデータの種類が異なることに加えて、広域に移動するクマの個体数を推定する必要。



国として、全国的に比較可能な  
推定の方法・枠組みを構築する必要

#### 目的

広域管理の推進のため、統一的手法を用いて保護管理ユニット毎の個体数推定を行う。

(捕獲目標の精緻化を行うとともに、ユニット毎の個体数推定値を用いて、全国のクマの推定個体数も把握。)

# 個体数推定のための調査方法

これまで...

各都道府県が地域特性に応じて手法を選択し、捕獲数・出没件数・カメラトラップ調査等により、個体数推定を進めてきた

⇒これまでの取組は重要な知見を蓄積してきた。

※今回の取組は「これまでの方法を否定するものではなく、過去のデータを使用した推定を行い、過去のデータとの比較を行うことも可能」な方法を採用する

## ①SECR調査

Spatially Explicit Capture-Recapture model (空間標識再捕獲法)

## ②RAI調査

Relative Abundance Index (撮影頻度指数)

一律に1つの手法へ統一するのではなく、SECR調査とRAI調査を組み合わせた体系を全国で導入

⇒得意分野の異なる調査を補完的に活用

# SECRとRAIの違いと役割分担

## ①SECR：個体識別を行う調査

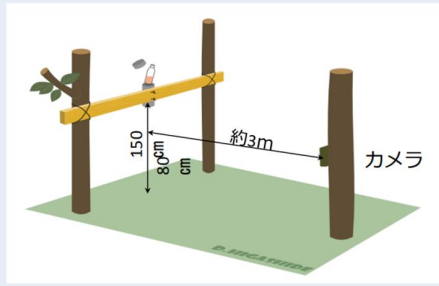
生息密度（絶対値）により高精度に推定する手法。  
局所的な調査だが「基準となる密度」を得られる。

## ②RAI：個体識別を行わないカメラ調査

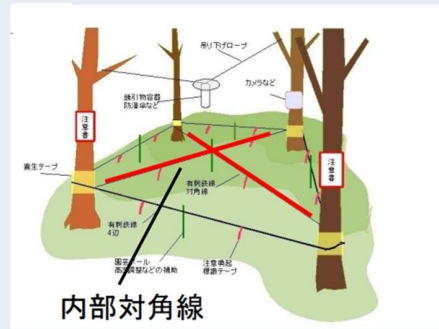
広域・毎年実施可能。個体数の多寡（相対値）や増減傾向を把握  
誘引しないことから、市街地近郊においても低リスクで調査可能

調査方法	SECR調査 (カメラトラップ、ハアトラップ)	RAI調査 (非誘因カメラ)
目的	ユニット内で代表値となる <u>生息密度（絶対密度）</u> を算出	密度勾配（相対密度）の推定、人の生活圏、クマの生息域での生息状況把握
ユニット内の空間配置	同一の都道府県で生息密度が異なると思われる場所を最低2ブロック選定する	ユニット内で大きな空白域が生じないように広くランダムに配置する。 (市街地近郊、中山間地域、奥山)
ブロック内の設置	1ブロック（10km四方）に25台のトラップを設置する。 ブロック内でトラップ間の距離の分布に偏りが生じないように設計する。 (例：25地点中12地点を2台ずつのペア（6ペア）にし、6ペアは1km未満の配置とする、など。)	SECR調査と同一のブロックに8台のカメラを設置する。 誘引による影響を考慮するため、SECRのトラップと100m以上離れた場所に設置する。

# SECR調査とRAI調査方法について



カメラトラップ調査



ハートトラップ調査

SECR調査：基本的に北海道（ヒグマ）以外の個体群はカメラトラップで実施

4～5年に1度の頻度でデータ収集



RAI調査：非誘因カメラを

- ①SECR調査地に
- ②広範囲にランダムに 設置

撮影頻度による他地域との密度分布を算出できる。

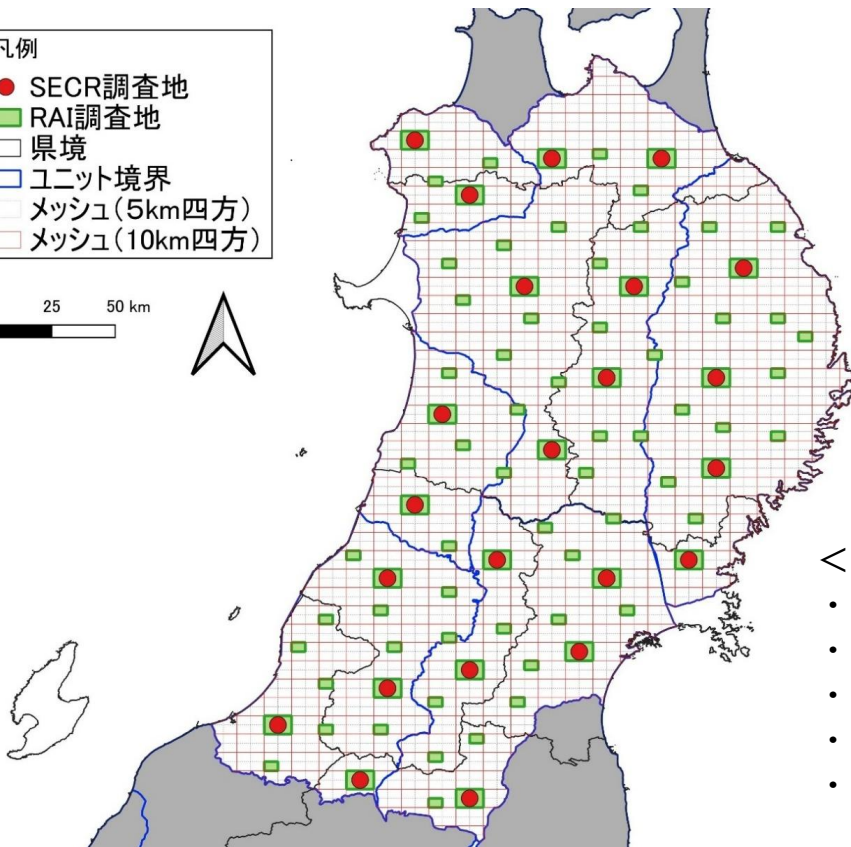
環境省実施後も継続してデータ収集をお願いしたい

RAI画像引用：スナップショットジャパンH.P. [https://www.nies.go.jp/biology/snapshot\\_japan/index.html](https://www.nies.go.jp/biology/snapshot_japan/index.html)

## 調査イメージ図（例であり実際の調査個所とは違います。）

- 凡例
- SECR調査地
  - RAI調査地
  - 県境
  - ユニット境界
  - メッシュ(5km四方)
  - メッシュ(10km四方)

0 25 50 km



<大まかなスケジュール>

- ・6月下旬から7月までにカメラ設置
- ・10月まで調査、その後回収
- ・10～12月個体識別
- ・1月～2月個体数推定計算
- ・3月公表

SECRだけ⇒正確だが、広域・継続的には難しい。  
RAIだけ⇒広域だが、個体数の絶対値は分からない。



両者を組み合わせることで正確な密度を基準に広域に、毎年の比較が可能。

SECRで正確な密度を測り、RAIで広域・毎年の状況を捉え、両者を組み合わせて全国の個体数を推定する。

★本事業では、3～5カ年度をかけてユニット単位での個体数推定を全国的に行う。